## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容		補装具業者の登録			
根拠法令等及び条項		栃木市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第 2条			
標準処理期間	根拠条項	未設定			
	設定等年月日	平成 年	月	日設定	
		平成 年	月	日最終変更	
	標準処理期間	30日			
	根拠条項	栃木市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第			
		2条及び第4条			
	参考事項				
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定			
		平成 年	月	日最終変更	

## 【基準】

1 登録

補装具業者の登録は、その申請に基づき、事業所ごとに行うものとする。 補装具業者の申請を受けた場合において、その申請を適当と認めるときは、前項の 登録を行うものとする。

2 登録申請

審査

登録申請を行う補装具業者は、補装具業者登録申請書(別記様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の平面図
- (2) 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)
- (3) 法人市民税納税証明書(個人にあっては、市民税納税証明書)
- (4) 登記事項証明書(個人にあっては、住民票抄本)
- (5) 事業経歴書
- (6) 定款
- (7) 設備機材概要
- (8) 前各号に掲げるもののほか、登録に関し市長が必要と認める書類